【災害により被害を受けた農業者の方へ】

災害によって被害を受けた農業者が利用可能な農業制度資金

(利率:令和7年10月21日現在)

| 融資 機関 | 資金名 | 対象者 | 資金使途 | 利率 (%) | 限度額 | 償還期限 (据置期間) |
|----------|------------------------------------|------------|--|-------------------|--|-------------------------------|
| 日本政策金融公庫 | 農林漁業セーフ ティネット資金 | 主業農業者等 | 災害により被害を受けた農林 漁業経営の再建に必要な資金 (経営再建費、収入減補填費) | 1.25 ~ 1.85 | 600万円 (要件を満たす場合は年間経営費等の 6/12) | 15年 (3年) |
| | 農林漁業施設資金 (災害復旧) | 農業者等 | ①被災した農舎、畜舎等施設、 農機具及び運搬用機具の復旧 ②果樹の改植又は補植費用 | 1.25 ~ 2.10 | 負担額の 80%又は 1施設当たり 300 万円(特認 600 万円 ※1) のいずれか低 い額 | ①15年 (3年) ②25年 (10年) |
| | 農業基盤整備資 金(災害復旧) | 農業者等 | 農地、牧野の復旧 | 1.25 ~ 2.10 | 貸付けを受ける者 が当該年度に負担 する額 | 25年 (10年) |
| | 農業経営基盤強 化資金 (スーパーL資 金) ※2 | 認定農業者 | 施設等の復旧・取得 果樹等の導入等 長期運転資金 | 1.25 ~ 2.10 | 個人 3億円 法人 10億円 | 25 年 (10 年) |
| | 経営体育成強化 資金 ※2 | 主業農 業者等 | 農地、牧野の改良又は造成 果樹の新植、改植又は育成等 | 2.10 | 個人 1.5 億円 法人 5 億円 | 25年 (3年) |
| 農協 | 農業近代化資金 | 認定農業者 | 施設等の復旧、取得 果樹等の導入等 | 1.25 ~ 1.85 | 個人 1,800 万円 法人 2 億円 | 7~15 年 (2~7 年) |
| 等 | | 主業農業者等 | 施設等の復旧、取得 果樹等の導入等 | 2.10 | 個人 1,800 万円 法人 2 億円 | 7~15 年 (2~7年) |

(注) 各地域で甚大な被害があり国から指定された災害の場合、市町村から被害内容の証明を受けた農業者の方は、 上記資金について貸付当初5年間無利子となる。

※1:復旧に要する費用や資金の調達の状況からみて、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合に適用。

※2:負債整理関係資金については対象外。